愛知学院大学学位規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、愛知学院大学大学院学則に基づき、愛知学院大学(以下「本学」とい う。) が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

本学において授与する学位は、下記のとおりとする。 第 2 条

> 修 士(文 学) 博士(文 修 士 (心理学) 博士(心理学) 修 士 (健康科学) 博 士(健康科学) 修士(商 博士(商 学) 修 士 (経営学) 博士(経営学) 修 士(経済学) 修士(法 学) 博 士 (法 学) 修 士 (総合政策)

博 士 (総合政策) 博士(薬 学)

博士(歯 学)

(学位授与の条件)

- 修士の学位は、所定の課程を経て学位論文を提出した者で、広い視野に立って精深 第 3 条 な学識を修め、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等 に必要な能力を有すると判定されたものに授与する。
 - 博士の学位は、所定の課程を経て学位論文を提出した者で、専攻分野において新知 2 見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度の専 門的業務に従事しうる能力及びその基礎となる豊かな学識を有すると判定されたもの に授与する。
 - 3 前項に定める者のほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の行う 博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を 有することを確認された者にも授与することができる。

(論文の提出)

- 第 4 条 第3条第2項の規定により学位論文の審査を請求するときは、論文に申請書を添え て、各研究科長を経て学長に提出しなければならない。
 - 2 第3条第3項の規定により、博士の学位の授与を請求するときは、学位申請書、論 文の要旨、履歴書及び論文審査手数料を添え、学位の種類を指定して、論文を各研究 科長を経て学長に提出しなければならない。論文審査手数料については別に定める。
 - 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退 3 学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも前項の規定による。 ただし、退学後1年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を免除することが できる。
 - 4 前2項の規定により提出した論文及び納付した論文審査手数料は還付しない。

(論 文)

- 第 5 条 前条第1項第2項又は第3項の規定により提出する論文は、1篇とする。ただし、 参考として他の論文を添付することができる。
 - 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させるこ 2 とができる。

(研究科委員会の指定)

第 6 条 第4条第1項、第2項又は第3項の規定により、論文の提出があったときは、学 長は大学院各研究科委員会の議を経て、その受理を決定し、その論文を審査すべき研 究科委員会を指定し、これにその審査を付託する。

(審查委員会)

- 第 7 条 前条の規定により、論文の審査を付託された研究科委員会は、研究科の委員3名以上の審査委員会を設ける。
 - 2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず 他の研究科の委員その他前項以外の教員を審査委員会の委員のうちに加えることがで きる。

(論文の審査、試験又は学力の確認)

- 第 8 条 審査委員会は、論文の審査とともに論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験又は学力の確認を行う。
 - 2 前項の最終試験方法は口述又は筆記とする。
 - 3 第3条第3項の規定により博士の学位を請求する者については、学力の確認を行う ため、口述又は筆記による試問(外国語2種類を含む。)を行う。

(学力確認の特例)

第 9 条 第4条第3項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科所定の 年限内に論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第 10 条 審査委員会は、第4条第1項、第2項又は第3項の規定により論文が受理された日から1年以内に、論文の審査、ならびに試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第 11 条 審査委員会は、審査を終了したときは、直ちに審査の要旨とその結果を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

- 第 12 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。
 - 2 前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、休職又は海外出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。
 - 3 学位を授与できるものと議決するには、無記名投票により出席委員の3分の2以上 の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第 13 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その研究科委員会の科長は、論文ととも に論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果及び学力の確認の結果を文書で学長に 報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第 14 条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、 学位を授与できない者には、その旨を通知する。
 - 2 学位記の様式は、別表1及び2のとおりとする。

(学位論文の要旨等の公表)

第 15 条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学 位論文の内容及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

- 第 16 条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文 の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、インター ネットの利用により既に公表したときはこの限りでない。
 - 2 やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士論文の全文に代 えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表する。この場合にお いて、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
 - 3 学位授与後に学位論文を公表する場合には、愛知学院大学審査学位論文である旨を 明記しなければならない。

(学位授与の取消)

- 第 17 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学 位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授 与を取り消し、学位記を環付させ、かつ、その旨を公表する。
 - 2 研究科委員会において前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、休職又は海外出張のために出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(登録)

- 第 18 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は文部大臣に報告し、学位簿に登録する。
- 第 19 条 この規則に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、各研究 科で定める。
- 第 20 条 この規則の改正は、大学院委員会において行う。

附 則

本規則は、昭和47年2月4日から施行する。

附 則

- この改正は、昭和47年5月19日から施行する。 附 則
- この改正は、昭和49年7月5日から施行する。 附 則
- この改正は、昭和51年12月10日から施行する。 附 則
- この改正は、昭和55年3月21日から施行する。 附 則
- この改正は、平成3年7月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成4年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成5年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成6年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1-1

第	愛知学院大学長 〇〇〇〇	年 月 日	(○学)の学位を授与する	の審査及び最終試験に合格したので博士	程において所定の単位を修得し学位論文	本大学大学院〇学研究科〇専攻の博士課			生年月日	氏名		学位記	
---	--------------	-------	--------------	--------------------	--------------------	--------------------	--	--	------	----	--	-----	--

別表 1-2

				/3 3						
第	愛 知		$\widehat{\bigcirc}$	びに	程に	本大				
	愛知学院大学長	年	(〇学) の学位を授与する	びに学位論・	定めら	本大学大学				学
号	字 長	月	,位を授	文の審本	れた単位を	院〇学研究				位
	0	日	与する	査に合格	位を修	究科				記
	0		る	格	得し	科〇恵			氏	
	0			したの	最終	専攻の		生年月		
	J			で修士	試験並	修士課		· 月 日	名	

別表 2

愛知学院大学大学院博士 (文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策) 学位請求論文の提出に関する了解事項

- I 本学大学院の課程を経た者の博士の学位請求論文の提出に関する了解事項
 - (1) 学位規則第4条第1項の規定による学位請求論文が研究科長に提出されたときは、研究科長は学長に提出するまえに研究科委員会において、これを学長に提出すべきか否かを予め審議する。
 - (2) 学位規則第9条に規定する「各研究科所定の年限内に論文を提出したとき」における「所定の年限」とは博士後期課程入学後8年とする。
 - (3) 学位規則第3条第2項に規定する「所定の課程を経た者」とは博士課程に5年以上在 学し、所定の単位を修得し、外国語の読解力等に関する検定(博士候補者試験)に合格し た者をいう。
 - (4) 在学中における候補者資格検定試験の合格をもって外国語の読解力等に関する学力を確認するものとする。
 - (5) 学位規則第3条第2項の規定により博士の学位を申請するときは学位規則第4条第1 項に規定する提出書類のほか、つぎの書類に所定の論文審査手数料を添えて提出しなけれ ばならない。

①学位請求論文目録3 通②学位請求論文3 部③論文の要旨20部④必要あるときの参考論文各 3 部⑤研究業績目録3 通⑥研究指導報告書1 通
(在学時における研究指導担当教員の作成したもの)
もしくは推薦書1 通
(学位請求論文に関連の深い本学大学院担当教授の作成したもの)

⑦履歷書(写真2.5×3 cm添付) 3 通

- II 本学大学院の課程を経ないで論文提出による者の博士の学位請求論文の提出に関する了解事項
 - (1) 学位規則第4条第3項の規定による学位請求論文が研究科長に提出されたときは、研 究科長は学長に提出するまえにその論文および提出者の専攻に関連ある本学大学院担当の 教員若干名にその論文の仮審査を委嘱する。
 - (2) 前項の仮審査の結果、学長に提出すべきであると認められたときは研究科委員会の議 を経て博士候補者資格検定を行う。この検定は学位規則第8条第3項の規定により行う。 但し本学大学院在学中における博士候補者試験の合格をもって外国語の読解力等に関する 学力を確認するものとする。
 - (3) 前項の博士候補者資格検定に合格したときは、研究科委員会において、その論文受理につき協議し、研究科長はその論文を学長に提出する。
 - (4) 学位規則第3条第3項の規定により博士の学位を申請するときは学位規則第4条第2 項に規定する提出書類のほか、つぎの書類に所定の論文審査手数料を添えて提出しなけれ ばならない。

①学位請求論文目録3通②学位請求論文3部③必要あるときの参考論文各3部④研究業績目録3通⑤推薦書(提出可能な場合)1通⑥研究歴証明書(提出可能な場合)1通⑦最終学校卒業証明書1通⑧戸籍抄本1通

(5) 学位規則第4条第2項に規定する学位申請書は大学院の課程を経た者の学位申請書に準ずる。学位規則第4条第2項に規定する提出すべき論文の要旨は20部を必要とし、履歴書には写真(2.5×3cm)を添付し、3通を要する。

その他学位申請に関する書類の提出先は大学院事務室とする。

附則 本了解事項は、昭和54年3月31日から施行する。

本了解事項は、平成10年4月1日から改正施行する。

本了解事項は、平成18年4月1日から改正施行する。

愛知学院大学大学院 学位論文審査基準

文学研究科

1. 文学研究科の学位論文審査基準

文学研究科は宗教学仏教学、歴史学、英語圏文化および日本文化の4専攻から構成されてい る。4専攻の学位論文審査基準は、以下の通りである。

Ⅱ. 専攻別学位論文審査基準

- 1. 宗教学仏教学専攻
 - (1)修士論文
 - ①研究テーマが明確に設定され、学術的意義があること。
 - ②適切な研究方法が提示され、採用されていること。
 - ③先行研究が十分に検討され、独創的な内容を有していること。
 - ④論文は論理的に構成され、論旨の展開に矛盾がなく、結論が明解であること。
 - (2) 博士論文
 - ①研究テーマが明確に設定され、学術的意義があること。②適切な研究方法が提示され、採用されていること。

 - ③先行研究が十分に検討され、独創的な内容を有していること。 ④論文は論理的に構成され、論旨の展開に矛盾がなく、結論が明解であること。
 - ⑤論文が公開されることによって、学界において一定の学術的な貢献をはたせること。

2. 歴史学専攻

- (1)修士論文
 - ①問題意識が明確であること。
 - ②歴史学のみならず関連領域に対する広い視野を明示していること。
 - ③考古学においては技能的知識を踏まえていること。
 - ④先行研究を踏まえた研究であること。
 - ⑤明確な論旨が展開されていること。
- (2) 博士論文
 - ①先行研究を踏まえたうえで、独創的な視点が明確であること。
 - ②歴史学のみならず関連領域に対する広い視野を明示していること。 ③考古学においては技能的知識を応用して展開していること。

 - ④適格に資料を活用して論旨を展開し、その結論が明確なこと。 ⑤研究成果の社会的還元に努めていること。

3. 英語圏文化専攻

- (1)修士論文
 - ①研究目的と研究対象が明確であること。
 - ②先行研究を的確に検討し、目的に即した適切な研究方法が採用されていること。
 - ③研究資料の収集が必要にして十分になされていること。
 - ④文献やデータの分析と解釈が的確になされていること。
 - ⑤理論的に一貫した構成と内容を備え、新知見や新規性を有すること。
- (2) 博士論文
 - ①研究目的と研究対象が明確であること。
 - ②先行研究を的確に検討し、目的に即した適切な研究方法が採用されていること。 ③研究資料の収集が必要にして十分になされていること。

 - ④文献やデータの分析と解釈が的確になされていること。
 - ⑤その領域および近隣の領域において、新たな研究成果を示していること。
 - ⑥研究倫理上の問題がないこと。
 - ⑦研究成果の社会的還元に努めていること。

4. 日本文化専攻

- (1) 修士論文
 - ①テーマ設定と解明すべき対象が明確であること。
 - ②先行研究を踏まえた新しい知見が示され、取り扱う資料、作品、データベース、例文 等の取り扱いが適切であること。
 - ③論旨が矛盾なく展開されて明確な結論が示されていること。
- (2) 博士論文
 - ①テーマ設定と解明すべき対象が明確であること。
 - ②先行研究を踏まえた新しい知見が示され、取り扱う資料、作品、データベース、例文
 - 等の取り扱いが適切であること。 ③論旨の展開に矛盾を含まず、一貫したパースペクティヴで立論されていること。設定 した課題に対応する明確な結論が示され、その結論が当該学問領域において説得力を 有していること。
 - ④当該学問分野の新知見と学術的価値を有していること。
 - ⑤研究成果の社会的還元に努めていること。

心身科学研究科

(博士前期課程)

- 1. 心身科学領域における問題意識の明確さ
- 2. 先行研究との関連性と取り扱いの的確性
- 3. 研究の学術上の意義および貢献度
- 4. 研究方法の的確性
- 5. 論文構成の的確性
- 6. 論旨展開の明確さと一貫性
- 7. 表記および表現の適切性

(博士後期課程)

- 1. 心身科学領域における問題意識の明確さ
- 2. 先行研究との関連性と取り扱いの的確性
- 3. 研究の学術上の意義および貢献度
- 4. 研究の独創性
- 5. 研究方法の的確性
- 6. 論旨構成の的確性
- 7. 論旨展開の明確さと一貫性
- 8. 表記および表現の適切性

商学研究科

修士

1. 論文テーマの明確さ

研究の意義と必要性を伴ってテーマが明確に説明されている。

2. 研究方法の妥当性

研究課題にとって適切な研究方法が採用されている。

3. 先行研究の吟味

該当する研究分野の先行研究を渉猟し、それを検討したうえで、当該分野の研究動向に自らの研究を位置づけている。

4. 論旨の一貫性

研究課題、先行研究のレビュー、分析、結論という過程において論理展開が一貫している。

5. 構成や表記の適切さ

学術論文として体系的に構成されており、表現の誤りがなく、さらに適切に文献の引用・ 参考がなされている。

6. 研究倫理の遵守

論文にねつ造、剽窃、改ざん等の研究不正がない。

博士

1. 論文テーマの明確さ

研究の意義と必要性を伴ってテーマが明確に説明されている。

2. 研究方法の妥当性

研究課題にとって適切な研究方法が採用されている。

3. 先行研究の吟味

該当する研究分野の先行研究を渉猟し、それを検討したうえで、当該分野の研究動向に自 らの研究を位置づけている。

4. 論旨の一貫性

研究課題、先行研究のレビュー、分析、結論という過程において論理展開が一貫している。

5. 構成や表記の適切さ

学術論文として体系的に構成されており、表現の誤りがなく、さらに適切に文献の引用・ 参考がなされている。

6. 学術的貢献

学術的な独創性があり、当該分野の学術の発展に貢献するものである。

7. 研究倫理の遵守

論文にねつ造、剽窃、改ざん等の研究不正がない。

経営学研究科

博士前期課程(修士学位論文)

- 1. 研究に対する問題意識の明確性
- 2. 研究の学術的な意義と貢献度
- 3. 研究方法に関する適切性
- 4. 先行研究との関連性とその取り扱いの妥当性
- 5. 研究に関する倫理性
- 6. 論文構成の体系性と一貫性
- 7. 論旨展開の整合性と論理性
- 8. 論文の形式・表記・表現の適切性

博士後期課程(博士学位論文)

- 1. 研究に対する問題意識の明確性
- 2. 研究の学術的な意義と貢献度
- 3. 研究方法に関する適切性
- 4. 先行研究との関連性とその取り扱いの妥当性
- 5. 研究内容の独創性と新規性
- 6. 研究に関する倫理性
- 7. 論文構成の体系性と一貫性
- 8. 論旨展開の整合性と論理性
- 9. 論文の形式・表記・表現の適切性
- 10. 論文による専門的な新知見の提示
- 11. 論文の完成度と公表可能性

経済学研究科

<修士論文>

修士の学位の授与のための修士論文の審査については、学位申請者が提出した修士論文を主査 1名、副査2名が審査する。その審査基準は以下のとおりである。

(審查基準)

- 1. 研究目的、問題設定の有意性・適切性・明確性
- 研究目的が明確であり、かつ問題設定が適切になされ、研究の意義及び必要性が明確に述べられている。
- 2. 研究方法の妥当性

研究目的及び研究課題に相応した学術上の研究方法及び分析方法が用いられている。

3. 先行研究及び情報収集の適切性

先行研究について十分な知見を有し、立論に必要なデータや史資料が適切に提示され、研究動向の中に自らの研究成果が位置づけられている。

4. 論旨の一貫性と独自の知見

全体の構成及び考察の過程において論旨が一貫しており、問題提起に対応した独自の知見や有用性のある結論が提示されている。

5. 構成、表現、表記等の適切性

学術論文として体系的に構成されており、章立て、引用、注釈、参考文献及び図版等に関して適切な表現・表記法によって記述されている。

〈課題探求報告書〉

修士の学位の授与のため課題探求報告書の審査については、学位申請者が提出した課題探求報告書を主査1名、副査2名が審査する。その審査基準は以下のとおりである。

(審査基準)

1. 探求目的、課題設定の明確性・適切性・有意性

探求目的が明確であり、かつ課題設定が適切になされ、課題探求の意義が的確に述べられている。

2. 探求方法の妥当性

探求の目的と課題に相応した学術的方法が用いられている。

3. 先行研究の把握及び情報収集の適切性

先行研究について相応な知見を有し、立論の中に必要なデータや資料が適切に提示されている。

4. 論旨の一貫性と独自の結果

全体の構成及び考察の過程において論旨が一貫しており、設定された課題に対応した独自の探求結果が提示されている。

5. 構成、表現、表記等の適切性

学術文書として体系的に構成されており、章立て、引用、注釈、参考文献及び図版等に関して 適切な表現・表記法によって記述されている。

法学研究科

博士前期課程

以下の5基準により、論文の審査と試問をもって、修士論文の判定を行う。

- (1) テーマに関する分野の体系的な理解
- (2) 課題設定の適切さ
- (3) 先行研究・判例などの情報を収集する能力と、その取扱いの適切さ
- (4) 論理的な展開
- (5) 学術上の意義、独創性

博士後期課程

以下の5基準により、論文の審査と試問をもって、博士論文の判定を行う。

- (1) 専攻分野に関する高度な学識
- (2) 課題設定の適切さと、学術上の重要性
- (3) 先行研究・判例などの情報を収集する能力と、その取扱いの適切さ
- (4) 論理的な展開
- (5) 法学・政治学の発展に寄与できる学術上の意義、独創性

総合政策研究科

愛知学院大学大学院総合政策研究科の学位論文に関して、以下のように審査基準を設定します。

【博士前期課程 修士論文】

- 1. 問題意識が明確で、ディプロマ・ポリシーに掲げる学際性・公開性・問題解決力の項目が論文において充足されていると認められること
- 2. 研究課題の学術上の意義が明確で、学術論文に足る貢献が認められること
- 3. 研究方法が適切であること
- 4. 先行研究との関連が明確で、その取り扱いが十分に適切であること
- 5. 論文が適切に構成されていて、論旨展開が明確で一貫していること
- 6. 表記・表現が適切であること

【博士前期課程 課題研究】

- 1. 論旨の展開に一貫性があること
- 2. 具体的な成果が示されていること
- 3. 実務的有効性が示されていること
- 4. 成果の一般性を志向していること
- 5. 表記・表現が適切であること

【博士後期課程 博士論文】

- 1. 問題意識が明確で、ディプロマ・ポリシーに掲げる学際性・公開性・課題解決力の項目が論文において充足されていると認められること
- 2. 研究課題の学術上の意義が明確で、高い学術的貢献が認められること
- 3. 研究が独創的であり、斬新であること
- 4. 研究方法が適切であること
- 5. 先行研究との関連が明確で、その取り扱いが十分に適切であること
- 6. 論文が適切に構成されていて、論旨展開が明確で一貫していること
- 7. 表記・表現が適切であること

薬学研究科

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果について記載されていること。
- 2) 先行研究の評価や事実調査が的確であり、適切な論文の引用とともに明示されていること。
- 3)研究背景に基づいた目的が適切に設定され、その意義や必要性とともに述べられていること。
- 4) 研究倫理を遵守した上で方法が具体的に記述され、適切な研究が実施されていること。
- 5) 実験や解析結果に基づいた考察が論理的に記述され、学術的あるいは社会的位置付けが記載されていること。
- 6)研究の新規性、独創性ならびに発展性が十分に論述され、当該分野の学問や医療現場に貢献することが明示されていること。

歯学研究科

学位申請論文が博士(歯学)の授与に値すると判断されるために満たすべき要件は以下のとおりである。

- 1)申請論文は、申請者が単独著者となっている受理された原著論文、または申請者が筆頭著者を務める一編以上の受理された原著論文に基づいて作成された単独著作(テーシス形式の論文)であり、本学以外の大学へ学位申請論文として提出されていない。
- 2) 申請論文またはその基盤となる論文が掲載されている学術雑誌には査読システムが完備している。
- 3) 申請論文またはその基盤となる論文は、専攻分野における新知見を提示している。
- 4) 申請者の自立した研究活動または高度な専門的業務に従事しうる能力を示している。

愛知学院大学大学院博士学位審査に関する申し合わせ

愛知学院大学として課程博士の学位を授与するに当たり全学的な共通認識を確保するため、審査についての最低基準を申し合わせることが肝要であることに鑑み、次の申し合わせをする。

1. 申請基準

関連する学術論文を3篇以上執筆し、公表していること。少なくとも1篇は査読付学会誌に 掲載されていることを原則とする。ただし、各研究科の特別の事情は考慮するものとする。

2. 審查基準

(1) 各研究分野において、新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動を行い、 その他著しく高度な専門的業務に従事できる能力およびその基礎となる豊かな学識を有す ること。

なお、外国人留学生の場合、日本における先行研究を充分に把握するとともに、母国における研究状況との比較研究等が、日本における研究に貢献すると認められるときは、新知見を示しているものとみなすことができる。

(2) 論文としての完成度に優れ、印刷公表に相応しい内容と形式を備えていること。

3. 審查方法

審査方法については、各研究科が決めるものとする。

附則

- (1) 論文博士の学位についても、この申し合わせに準じるものとする。ただし、論文博士の審査に関しては特則を設けることができる。
- (2) この申し合わせは平成22年4月1日に文学・心身科学(心理学専攻)・商学・経営学・法学・総合政策研究科の博士後期課程に進学した学生から適用する。
- (3) 保健衛生学分野である健康科学専攻などのように、その専攻が特別の事情がある場合には研究科に準ずるものとする。

愛知学院大学大学院博士学位審査に係る 学外審査委員についての申し合わせ

本大学院では、大学院教育の組織的な展開の強化と学位の国際的な通用性・信頼性及び学位審査に係る透明性・客観性を確保するために他研究科または学外審査委員を登用することができるものとし、「博士号を有する者またはこれに準じる者」をこれにあてる。

「これに準じる者」とは、次のいずれかをいう。

- 1. 学位請求論文の学問領域に関する高度にして専門的な識見を有する者。
- 2. 本務校または勤務する研究機関などで、学位審査委員の経験を有する者。

この申し合わせは、平成22年4月1日より全研究科において適用する。

愛知学院大学大学院博士課程(後期)単位取得満了者の 標準修業年限を超える在学延長に係る授業料の減免に関する内規

第 1 条 (目的)

本内規は、大学院の3年制博士後期課程または4年制博士課程に在学し、将来、博士 論文の提出が期待される者が研究に専念できるように援助するための授業料の減免につ いて定めるものである。

第 2 条 (対象)

対象者は、本大学院博士後期課程において3年または博士課程において4年在学し、 所定の科目または単位を修得し、さらに博士論文の指導を受けるために標準修業年限を 延長する者とする。

第 3 条 (減免額)

当該年度の授業料は、標準修業年限の最終年度の半額とし、春学期と秋学期で分納する。

第 4 条 (申請)

標準修業年限を超えて在学の延長を希望する者は、所定の期日までに在学期間延長申請書および指導教授の同意書を在籍する研究科の科長に提出しなければならない。

第 5 条 (承認)

前項の申請があった時は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会で承認する。ただ し、愛知学院大学大学院学則第3条2項に定める年限を超えて在学することはできない。

附即

- 1. この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2. この内規は、全研究科(法務研究科を除く)に適用する。
- 3. この内規の施行により「愛知学院大学大学院博士課程後期単位取得満了者の在学期間延長に係る授業料の減免に関する内規」(平成8年4月1日制定)は、廃止する。

研究科における人材の養成・教育研究上の目的

文学研究科

文学研究科は「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、人間の営為とその所産である文化と歴史の研究を通して、人間と社会についての洞察を深めることで、人間性にあふれた社会を創造することをめざします。

このような共通理念・目的のもとに、宗教学仏教学専攻、歴史学専攻、英語圏文化専攻及び日本文化専攻の4専攻を配し、各専攻はつぎのような人材の養成・教育研究上の目的を定めて、高度な専門職業人および研究者の育成に努めています。

宗教学仏教学専攻

宗教学仏教学専攻は、宗教と文化の多様性を重んじ、異なる価値観が共存するための基礎的な条件として、世界の宗教文化を専門的に研究する人材の育成に努めます。また研究の成果をもって学界の発展に貢献するとともに、臨床宗教師として社会で活躍できる宗教者の育成にも努めています。

そのための教育研究上の目的として、専門性をもって学界に発信できる能力を培い、現代社会における宗教者の社会的役割についての実践的な知を修得させることを理念としています。

歴史学専攻

歴史学専攻は、歴史学に関する関心と理解力、論理的分析力や洞察力を磨き、その上に立って研究成果を広く社会に向けて発信できる研究者、あるいは技術を培った高度な職業人の育成を目的としています。

そのための教育研究上の目的として、①歴史学に関する専門的知識と理論の修得、②資料読解力と問題分析・洞察力の琢磨やフィールド調査の方法ならびに発掘等の技術の修得、③得られた研究成果を論理的かつ実践的に表現できる能力を獲得することを教育の理念としています。

英語圏文化専攻

英語圏文化専攻は、英語を通して多文化社会に対する専門的・学際的な研究に取り組むことで得られる高度な知見を用いて、教育界のみならずグローバル化した社会の多様な分野で活躍できる国際的な人材の育成を目的としています。

そのため、主体的な問題発見と解決、情報の収集と分析、論理的な考察と発表の能力を涵養し、英語圏文化に関して高度な研究を遂行できるようにすることを、教育研究上の目的としています。

日本文化専攻

日本文化専攻は、日本文化研究によって得られる高度な知見を、教育界・文化機関等において 積極的に発信し、社会に貢献できる人材の育成を目的としています。

そのための教育研究上の目的として、他者と協調し、他者の知見を尊重しながら、日本文化に 関する多面的、かつ高度な研究を行う能力の涵養を教育の基本理念としています。

心身科学研究科

心理学専攻

心身科学研究科心理学専攻においては、人の心にさまざまな側面からアプローチすることを通じて、有用な人材を育成します。心理学基礎コースでは研究者の育成、公認心理師・臨床心理士養成コースでは教育、福祉、産業、司法、医療現場等で役立つ公認心理師・臨床心理士の育成に努めます。

そのため、心理学全般にわたる幅広い知識と高度な専門性を活かし、さまざまな問題に対して粘り強く真摯に取り組むことのできる能力の育成を教育研究上の目的とします。

健康科学専攻

心身科学研究科健康科学専攻においては、心身のなかでも身体的視点から人間のありかたを探求することを目的とします。

研究者および高度な専門性をもつ職業人として社会に貢献する人材を養成します。

そのため、スポーツ科学、栄養学、精神保健学、健康教育学、言語聴覚学などの実践に基づいた教育研究を行います。

商学研究科

商学研究科は、1964年4月に修士課程を設置し、1967年4月に博士課程を増設しました。愛知学院大学最初の大学院研究科として、半世紀に渡る伝統と実績がある研究科です。行学一体・報恩感謝の精神に則り、ビジネスの実践的な研究を通して、税理士を始めとする最先端のビジネス・エキスパートを育成すること、さらに現役ビジネス・パーソンのリカレント教育を行うことを人材育成の目的としています。

商学研究科では、流通・マーケティング、金融、国際ビジネス、会計学、経済学、経営学、租税法が商学を構成する領域と捉えています。これら領域において、先端的な研究を行うこと、そしてそれに基づいた実践的教育を行うことを教育研究上の目的としています。

経営学研究科

経営学研究科は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に則った「理論と実践」を教育理念として、経営分野で指導的役割を果たす研究者や高度専門職業人を養成します。

そのため、学部で培った「理論と実践」教育を発展させて、企業経営における企画立案・業務遂行・内部統制といったPLAN、DO、SEEの高度な専門教育を行い、個々の学生の能力開発およびキャリアアップ、キャリア転換を支援することを教育研究上の目的とします。

経済学研究科

経済学研究科は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に則り、経済学に関する豊かな専門知識を培い、高度な問題解決能力をもつ研究者や高度専門職業人を養成します。専門教育を通して、民間企業における企画や公共機関における政策の立案に携わるための能力養成や、税理士、公認会計士、高等学校教員などの高度専門職業人となるための専門知識の修得の支援を、人材養成の目的としています。

そのために、理論・歴史・政策という多角的な視点から経済をとらえて、多様な価値観に立って現代の経済の諸問題に取り組みます。具体的には財政・金融や国際経済・地域経済などにおける現代経済の重要な課題の分析に必要とされる経済史や経済制度への学識と統計数学やミクロ・マクロ経済学の応用力を身につけ、課題への深い理解と解決能力を養うための教育と、成果を社会に還元できる実践的な研究を目的とします。

法学研究科

法学研究科は、「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、人間性と創造性豊かな法学・政治学研究者および高度専門職業人の育成に努めます。

そのために、法学・政治学に関する研究活動を推進し、法学・政治学の高度な専門知識の修得のための専門的教育を行うと同時に、豊かな人間性・創造性を涵養することを教育理念とします。この教育理念に従い、豊かな人間性・創造性をもった①法学・政治学の研究者の育成、②高度の専門知識を備えた職業人の育成、とりわけ博士前期課程においては③法律的素養を備えた税理士の育成をも目標とします。

総合政策研究科

総合政策研究科は、人間と社会にとって情報化の進展がより人間らしく、より住みやすい社会になるための企画・政策を「総合的」と「創造的」を基本理念として立案できる人材の育成を目的としています。

そのため研究教育上の目的は、①問題に直面した際、問題解決への政策が立案でき、かつ実施できる力、②特定分野に関する体系的知識と関連他分野の知識を組み込む総合的思考力、③新しく構築された知識が現場で応用できる実践力、④コミュニケーション・リテラシーを駆使できる力、⑤公共的思考力、の獲得、達成とします。

薬学研究科

薬学研究科の人材育成の根幹は、薬学及び医療薬学に関わる様々な新しい課題を自ら発見・解決できる研究能力を涵養することであり、「研究遂行能力の育成」と「医療薬学における深い見識の修得」を両輪として、社会に貢献できる薬学研究者及び医療薬学研究者の養成を目的とします。

そのため、薬学及び医療薬学領域全般にわたる深い学識と高度な専門性をもち、創造性と独創性を兼ね備え、様々な問題に対して柔軟に対応できる能力を養成することを教育研究上の目的とします。

歯学研究科

歯学研究科は、「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、学部における教育の基礎の上に、高度にして深遠な歯科医学の専門的知識と技術を習得し、臨床歯科医学の実践を通して人類の福祉に貢献するとともに、医学・生命科学の深奥を究めて文化の創造・発展に寄与することのできる良識ある人材の養成を目的とします。

そのための教育研究上の目的は、①研究者として高度な専門的学術の理論と技術およびその応用能力を身につけ、それらをさらに発展させるために必要とされる研究能力、②臨床歯科医として専門分野に関する高度の知識と技術を習得し、それらをさらに発展させるために必要とされる研究能力に加えて、患者を対象とする高度の臨床研究を遂行しうる能力の養成とします。